

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示（案）」（農薬等（イソチアニル等6品目）の残留基準の改正）及び「食品衛生法第十三条第三項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして内閣総理大臣が定める物質の一部を改正する告示（案）」（アセチルシステイン）に関する御意見の募集の結果について

令和8年2月19日
消費者庁

消費者庁では、「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示（案）」（農薬等（イソチアニル等6品目）の残留基準の改正）及び「食品衛生法第十三条第三項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして内閣総理大臣が定める物質の一部を改正する告示（案）」（アセチルシステイン）について、広く国民の皆様にご意見を募集いたしました。

お寄せいただいた御意見とそれに対する回答については、適宜要約の上、以下のとおり取りまとめましたので、お知らせいたします。

なお、農薬チオベンカルブの残留基準については、本件にて御意見を募集しましたが、その後の検討過程において、更なる検討を行う必要が生じたため、今回の改正から除くこととしました。

- 1 意見募集期間：令和7年10月30日（木）～同年11月28日（金）
- 2 意見提出方法：インターネット（電子政府の総合窓口（e-Gov）意見提出フォーム）及び郵送
- 3 意見総数：6件
（このほか、今回の意見募集と直接関係しない御意見 1件）
- 4 御意見及び御意見に対する消費者庁の考え方：別添のとおり

【本件に対する問合せ先】

消費者庁食品衛生基準審査課

電 話：03（3507）9352

ホームページ：<https://www.caa.go.jp/>